

令和7年度山梨県相談支援従事者初任者研修実施要領

- ・ 山梨県内の相談支援事業所等において、相談支援専門員として従事しようとする方を対象とした研修です。

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体 山梨県（事業委託先：社会福祉法人山梨県障害者福祉協会）

3 研修対象者

- （1）相談支援専門員としての業務に従事しようとする方で、令和8年3月31日までに、相談支援専門員となる実務経験（別紙3）を満たす方。
 - （2）市町村または県職員等であって障害者総合支援法第77条、78条における相談支援事業に従事する方（予定も含む）。
- ※ 「相談支援従事者初任者研修」の修了者は、初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度から5年度毎の年度末日までに現任研修を修了していない場合相談支援専門員としての資格が失効となります。また、令和2年度の制度改正により、現任研修の初回の受講について、現任研修受講開始前の過去5年間に於いて通算2年以上、指定相談支援事業所等において相談支援の実務経験が必要となります。

4 研修内容

「相談支援従事者初任者研修」標準カリキュラムに基づき実施します。

講義：eラーニング研修（2日間）

演習：集合研修（5日間）

1日目（講義）福祉従事者の役割、基本的視点、援助技術等

2日目（講義）障害者総合支援法・児童福祉法、サービス提供のプロセス等

3日目（講義・演習）インテークとアセスメント等グループワーク

4日目（講義・演習）計画作成、モニタリング、会議等グループワーク

インターバル（実習）①相談支援プロセスの実践1（インテークからアセスメント等の実施）

②地域資源に関する情報収集

※この期間にて必ず基幹相談支援センター等に来訪し地域資源票の確認をしてください。

5日目（講義・演習）グループスーパービジョン 事例の共有と相互評価1

インターバル（実習）①相談支援プロセスの実践2

（再アセスメント、サービス等利用計画（案）の作成）

6日目（講義・演習）グループスーパービジョン 事例の共有と相互評価2

7日目（講義・演習）グループスーパービジョン 研修振り返り、ネットワーク作り

5 研修日程と会場

	日程	会場
1日目	8月 1日 (金)	eラーニング (動画視聴) 集合型オンラインで受講して頂きます。会場にお集まりください。 ぴゅあ総合大研修室・中研修室
2日目	8月 4日 (月)	
3日目	8月27日 (水)	ぴゅあ総合大研修室・中研修室 住所：甲府市朝気 1-2-2
4日目	9月 1日 (月)	
5日目	10月 8日 (水)	
6日目	11月18日 (火)	
7日目	11月21日 (金)	

※時間は概ね9時から17時を予定しております。

6 定員 60名

7 修了証書等

全日程の研修をすべて修了した方には修了証書を交付します。

遅刻、早退、退席等があると修了証書、受講証明書の交付はできません。また、講義・演習中における居眠りや携帯電話の使用など著しく受講態度が良くない場合、あるいは事前課題やグループワーク、実習の取り組み状況によっては、修了証書等を交付できない場合があります。

8 研修費用 受講料 (テキスト代と送料含む) 11,405円 (税込)

○テキスト：「障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編 (中央法規出版)」

※受講決定通知時に払込取扱票を同封致しますので、法人または個人で振込を行ってください。

ご自身の都合により受講できなくなった場合、返金には応じられませんのでご了承ください。

なお、テキストは事業所等へ配送する予定です。

9 受講に当たって

(1) eラーニング (動画視聴)

集合型のオンライン動画視聴になります。会場はぴゅあ総合です。

サービス管理責任者基礎研修の2日間の講義と共有になりますが、今年度は受講生皆さんにお集まりいただき、E-ラーニングの視聴をしていただきます。

※「障害者総合支援法等の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解」については各自事前視聴になります。8月4日の受付時に受講した証である振り返り評価シートの提出をお願いします。

(2) 演習と演習の間に実習を2回設定しています。実際にご自身が対応している事例や地域に関する課題を提出して頂きますので予めご了解下さい。また、取り組み方法等については、研修においてその都度ご説明いたします。

【実習の課題様式について】

○4日目から5日目の間の実習期間において行うもの

- ④ 実践例の概要 ②1次アセスメント票 ③アセスメントのストレッチ
- ④ニーズ整理表 ⑤社会資源調査票

○5日目から6日目の間の実習期間において行うもの

- ⑥サービス等利用計画案 ⑦週間計画表 ⑧サービス等利用計画案（別紙1）
- ⑨サービス等利用計画案（別紙2）

10 特別措置

研修の受講にあたり、特別な措置が必要な場合は、受講申込書（別紙1）の特記事項にその内容を記載してください。（「車イス使用」、「手話通訳必要」、「介助者同席」等）なお、希望に十分に対応しきれない場合もありますが予めご了承ください。

11 申込方法

次の提出書類を郵送先まで送付してください。

追跡可能な郵便をご利用頂くことをお勧めします。

提出書類の記入漏れや不備がある場合は、受付できない場合があります。また、内容等について確認の必要な場合がありますので余裕をもったお申込みにご協力下さい。

申込受付後、研修受講決定者には研修受講決定通知書を郵送いたします。

◇提出書類 受講申込書（別紙1）
実務経験証明書（別紙2）

◇郵 送 先 〒400-0005
甲府市北新1-2-12 福祉プラザ1階
山梨県障害者福祉協会 行

◇申込期限 令和7年7月7日（月）必着

12 その他注意事項

- （1）受講者の氏名および事業所名（住所）は、研修当日の受講者名簿に記載する予定です。目的外使用は致しませんのでご理解をお願いします。
- （2）自然災害（台風等）等による急な日程の変更は山梨県障害者福祉協会のホームページ（<http://www.sanshoukyou.net>）にその旨を掲載致しますのでご確認ください。
- （3）会場の駐車場に限りがありますので、乗り合わせ等のご配慮をお願いします。

13 問い合わせ先

山梨県障害者福祉協会

電 話 055-252-0100（8時30分～16時30分）

FAX 055-251-3344

（本協会は月曜日は休館になります。）